

「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」改訂〔概要版〕

資料 2-1

1 基本方針策定の目的

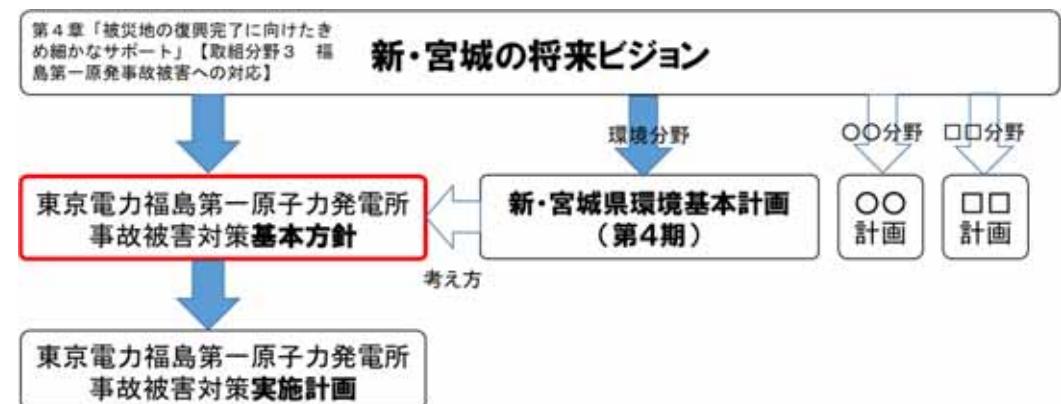
- 福島原発事故に伴う被害は、一義的には国と東京電力が責任を持って対応すべき
- しかし、国や東電の対応を待っていては、県民生活に与える不安と負担が大きい
⇒ 県民の安全・安心を第一に、県が率先して、被害等に対する総合的な対応を図るため、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」を定める

2 基本方針の役割

- 県等が取組む基本的な方向性等を定め、これを県民に示す
- 取組にかかる費用はすべて東京電力に賠償請求することになる
⇒ 東京電力への賠償請求のための根拠資料としての役割

3 基本方針の位置づけ

- 「新・宮城の将来ビジョン」の下位計画
⇒ ビジョン第4章「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」の【取組分野3 福島第一原発事故被害への対応】
- 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」に事業の方向性を与える上位計画
- 環境保全に関わる部分は、「宮城県環境基本計画（第4期）」の考え方方に沿うもの



4 これまでの経緯と基本方針の推進期間

- 平成24年1月 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針の策定
- 平成24年3月 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第1期策定）
- 平成26年3月 “ (第2期策定)
- 平成29年3月 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針の改訂
東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第3期策定）



5 現状の主な課題

- 県内では、除染を初めとする様々な取組や時間経過に伴う放射性セシウムの減衰に加え、ウェザリング効果などの自然的な作用により、生活環境における空間放射線量率は大きく低減
- 農林水産物や給食、水道水などの管理された食品や水における放射性物質濃度については、様々な対策により基準を下回っている状況
- 県民からの放射線・放射能に対する相談件数は、県及び市町村とも年々減少、県民生活における放射性物質に対する不安や懸念は一定の落ち着きを見せている
- しかし、一方で、以下5点の課題が存在
 - ① 自然環境においては、放射性物質による汚染が完全に解消されていない
 - ② 一部の諸外国・地域では福島原発事故の影響に伴う輸入規制がなされている
 - ③ 指定廃棄物、除去土壤及び除染廃棄物等の処分の見通しが立っていない
 - ④ 東京電力による民間事業者等への損害への賠償が完全には終わっていない
 - ⑤ 県内外での本県に対する風評や放射線・放射能への不安・懸念はなくなっていない

6 基本目標

「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」～原発事故被害の収束・解消に向けて～

7 個別取組方針

